

平成 30 年 7 月 25 日

各 位

日 本 証 券 業 協 会

J C 証券株式会社の登録取消し処分及び会員権の取扱いについて

今般、J C 証券株式会社が、7 月 24 日付けで、関東財務局より金融商品取引業の登録取消し処分を受けた(注)ことに伴い、本協会定款第 12 条第 3 項及び定款の施行に関する規則第 10 条の 3 第 1 項の規定に基づき、同日付けをもって、同社の会員権の一部が制限されましたので、御通知申し上げます。

(<http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/pagekthp032000762.html>)

なお、同社は、本協会定款第 11 条第 2 項の規定に基づき、本協会の脱退の承認を受けたとき又は除名の処分を受けたときに会員の資格を喪失し会員権は消滅することとなりますが、それまでの間、本協会の会員に留まりますことを併せて御通知申し上げます。

(注) 同社は、金融商品取引法第 56 条第 1 項の規定により、顧客取引の結了を目的とする業務を行うこととなり、その目的の範囲内において金融商品取引業者とみなされることとなっております。

以 上

本件に関するお問合せ先：総務部 (TEL 03-3667-8451)